

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月16日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第6号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|--|---|--|--|--|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 種類 | 金額 | | 種類 | 金額 | |
| <省略> | | | <省略> | | |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場 | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の | 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める場合・登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p> | <p>ときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> | <p>設計住宅性能評価書（次部において「設計住宅性能評価書」という。）が添付されている場合（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表1の（い）項に掲げる断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の表示があるものに限る。）</p> | <p>のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> |
| <p>その他の場合</p> | <p>(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの） 建築物の延べ面積が300平方メートル以内の</p> | <p>その他の場合</p> | <p>(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの） 建築物の延べ面積が300平方メートル以内</p> |

ときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円

(4) その他の建築物（前号以外のもの）建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円

のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円

(4) その他の建築物（前号以外のもの）建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき261,600円

| | | | | | |
|--------------------------|------------------------|--|--------------------------|--------------------------------|--|
| | | <u>、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円</u> | | | <u>、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき417,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき593,600円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき728,000円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき858,100円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき979,400円</u> |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の | 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等 | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、建築物の延べ面積が3 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の | 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基 | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、建築物の延べ面積が3 |

| | | | | |
|--|---|--|--|---|
| <p>規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料</p> | <p>00平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円</p> | <p>規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料</p> | <p>準に適合すると市長が定める機関が認めた場合・設計住宅性能評価書が添付されている場合（日本住宅性能表示基準の別表1の（い）項に掲げる断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の表示があるものに限る。）</p> | <p>00平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円</p> |
| | <p>その他の場合</p> <p>(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの） 建築物の</p> | <p>その他の場合</p> <p>(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの） 建築物の</p> | <p>その他の場合</p> <p>(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの） 建築物の</p> | <p>その他の場合</p> <p>(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの） 建築物の</p> |

延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円

(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の延べ面積が300平方メ

延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円

(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の延べ面積が300平方メ

| | | | | | |
|--------------|-----------------|--|------|--|--|
| | | <p>メートル以内のときは1件につき<u>125,200円</u>、建築物の延べ面積が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>157,400円</u>、建築物の延べ面積が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>203,800円</u>、建築物の延べ面積が<u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>295,500円</u>、建築物の延べ面積が<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>367,100円</u>、建築物の延べ面積が<u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>435,000円</u>、建築物の延べ面積が<u>25,000平方メートルを超える</u>ときは1件につき<u>498,200円</u></p> | | | <p>メートル以内のときは1件につき<u>131,900円</u>、建築物の延べ面積が<u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>211,500円</u>、建築物の延べ面積が<u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>305,600円</u>、建築物の延べ面積が<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>377,800円</u>、建築物の延べ面積が<u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内</u>のときは1件につき<u>446,500円</u>、建築物の延べ面積が<u>25,000平方メートルを超える</u>ときは1件につき<u>511,500円</u></p> |
| <省略> | | | <省略> | | |
| 建築物のエネルギー消費性 | 建築物エネルギー消費性能基準等 | 建築物の床面積（特定建築物に係る床面積（建築物のエネルギー消費性能の向 | | | |

| | | | | | |
|---|-------------------------------------|---|--|--|--|
| <p>能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> | <p>を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物</p> | <p>上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この部において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円</p> | | | |
| | <p>その他の建築物</p> | <p>建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の</p> | | | |

| | | |
|---|---|---|
| | | ときは1件につき311,200円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円 |
| 建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づ | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物 | 建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>く建築物 エネルギー 一消費性 能適合性 判定変更 手数料</p> | <p>5,000平方メートル以 内のときは1件につき13 7,700円、建築物の床 面積の合計が5,000平 方メートルを超え10,0 00平方メートル以内のと きは1件につき182,3 00円、建築物の床面積の 合計が10,000平方メ ートルを超え25,000 平方メートル以内のときは 1件につき219,900 円、建築物の床面積の合計 が25,000平方メート ルを超えるときは1件につ き259,300円</p> | | |
| <p>その他の建 築物</p> | <p>建築物の床面積の合計が3 00平方メートル以上1, 000平方メートル以内の ときは1件につき157, 400円、建築物の床面積 の合計が1,000平方メ ートルを超え2,000平 方メートル以内のときは1 件につき203,800円 、建築物の床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え5,000平方メート ル以内のときは1件につき 295,500円、建築物 の床面積の合計が5,00 0平方メートルを超え10 ,000平方メートル以内 のときは1件につき367 ,100円、建築物の床面</p> | | |

| | | | | | |
|---|---|--|--|---|--|
| | | 積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円 | | | |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料 | | 1件につき床面積の合計に応じ、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額） | | | |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書 | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証 | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|
| <p>類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p> | <p>延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> | <p>能向上計画認定申請手数料</p> | <p>する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p> | <p>延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> | |
| <p>その他の場合</p> | <p><省略></p> | <p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超えるときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超えるときは1件につき357,900円</p> | <p>能向上計画認定申請手数料</p> | <p>する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p> | <p>延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> |

| | | | |
|------------------------|---|------------------------------|---|
| イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの | <p>一トルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円</p> | 1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの | <p>一トルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円</p> |
| その他のもの | <p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超</p> | その他のもの | <p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートル</p> |

| | | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---------------------------------|---|--|
| | | え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円 | | | を超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | 計画適合性 エネルギー消費性能の向上等 確認機関が認めた場合 | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、建築物の延べ面積が <u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円</u> 、建築物の延べ面積が <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円</u> 、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,90 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等 確認機関が認めた場合 | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、建築物の延べ面積が <u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円</u> 、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,90 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等 確認機関が認めた場合 |

| | | |
|--------|---|--|
| | | 0円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円 |
| その他の場合 | <省略> | <省略> |
| | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの | その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メ |

| | | |
|--------|--|--|
| | | , 700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円 |
| その他の場合 | <省略> | <省略> |
| | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定めるもの | その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000 |

| | | | |
|----|---|-----|--------------------------|
| | <p>一トールを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円</p> | 基準 | 平方メートルを超えるとき |
| | | に係 | は1件につき259,300円 |
| | | るもの | |
| その | その他の建築物 建築物の | その | その他の建築物 建築物の |
| 他の | 延べ面積が300平方メー | 他の | 延べ面積が300平方メー |
| もの | トル以内のときは1件につ | もの | トル以内のときは1件につ |
| | き125,200円、建築物の延べ面積が300平方 | | き125,200円、建築物の延べ面積が300平方 |
| | メートルを超え1,000 | | メートルを超え2,000 |
| | 平方メートル以内のときは | | 平方メートル以内のときは |
| | 1件につき157,400 | | 1件につき203,800 |
| | 円、建築物の延べ面積が1 | | 円、建築物の延べ面積が2 |
| | ,000平方メートルを超 | | ,000平方メートルを超 |
| | え2,000平方メートル | | え5,000平方メートル |
| | 以内のときは1件につき2 | | 以内のときは1件につき2 |
| | 03,800円、建築物の | | 95,500円、建築物の |
| | 延べ面積が2,000平方 | | 延べ面積が5,000平方 |
| | メートルを超え5,000 | | メートルを超え10,00 |
| | 平方メートル以内のときは | | 0平方メートル以内のときは |
| | 1件につき295,500 | | は1件につき367,10 |
| | 円、建築物の延べ面積が5 | | 0円、建築物の延べ面積が |
| | ,000平方メートルを超 | | 10,000平方メートル |
| | え10,000平方メー | | ルを超え25,000平方メ |
| | トル以内のときは1件につ | | ートル以内のときは1件に |
| | き367,100円、建築物 | | つき435,000円、建 |
| | の延べ面積が10,000 | | 築物の延べ面積が25,0 |
| | 平方メートルを超え25, | | 00平方メートルを超える |
| | 000平方メートル以内の | | ときは1件につき498, |
| | ときは1件につき435, | | 200円 |
| | 000円、建築物の延べ面 | | |
| | 積が25,000平方メー | | |

| | | | | | |
|---|--|---|--|--|---|
| | | トルを超えるときは1件につき498,200円 | | | |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。） | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。） | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。） | (1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円 |

| | | |
|---|---|------|
| | | 00円 |
| その他の場合 | <省略> | <省略> |
| 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)に定める基準に係るもの | その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円 | |
| その他の | (1)及び(2) <省略> | |
| | (3) その他の建築物 建築 | |

| | | |
|---|---|------|
| | | |
| その他の場合 | <省略> | <省略> |
| 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)に定める基準に係るもの | その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円 | |
| その他の | (1)及び(2) <省略> | |
| | (3) その他の建築物 建築 | |

| | | |
|------|----|--|
| | もの | <p>物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、<u>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円</u></p> |
| <省略> | | |

備考

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第5

| | | |
|------|----|--|
| | もの | <p>物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、<u>建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円</u></p> |
| <省略> | | |

備考

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律第5

3条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての

3条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての

備考1(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからキまでに定める額

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ

備考1(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからカまでに定める額

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 95,000円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 257,900円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 336,800円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 404,700円

キ 25,000平方メートルを超える場合 474,800円

(3) 非住宅部分がある場合(前号に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 248,400円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 261,600円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 417,

1, 800円

エ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合 57

3, 400円

オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合 7

06, 300円

カ 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内の場合

834, 900円

キ 25, 000平方メートルを超える場合 952, 400円

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄②に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内の場合 10, 700円

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合 17

100円

ウ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合 59

3, 600円

エ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合 7

28, 000円

オ 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内の場合

858, 100円

カ 25, 000平方メートルを超える場合 979, 400円

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄②中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合 10, 700円

ウ 2, 000平方メートルを超え3, 000平方メートル以内の場合 17, 500円

, 500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考3(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考3(1)アからキまでに定める額

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 76,600円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ <省略>

オ <省略>

00円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考3(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考3(1)アからカまでに定める額

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 48,600円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 62,300円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 82,600円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 137,700円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 182,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 219,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 259,300円

(3) 非住宅部分がある場合 (前号に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 125,200円

オ <省略>

カ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 131,900円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 157,400円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 295,500円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 367,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 435,000円

キ 25,000平方メートルを超える場合 498,200円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 211,500円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 305,600円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 377,800円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 446,500円

カ 25,000平方メートルを超える場合 511,500円

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び同法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の部建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の項金額の欄に定める手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）である場合における手数料の額は、同欄に規定する手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令第1条第1項第1号
ロに定める基準に係る建築物の区分による
ものとし、当該手数料に係る床面積の合計
の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額の
2分の1に相当する額（その額に100円
未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てて得た額）とする。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関
する法律施行規則第11条の規定に基づく
消費性能確保計画の軽微な変更に関する証
明書交付手数料の項金額の欄に規定する手
数料について、建築物の用途が工場等であ
る場合における当該手数料の額は、同欄の
規定にかかわらず、前項の規定により計算
して得た計画の変更に係る場合の額の2分
の1に相当する額（その額に100円未満
の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てて得た額）とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建
築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律第34条第3項各号に掲げる事項が記
載されている場合の他の建築物における建
築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
について、当該建築物エネルギー消費性能
向上計画の認定及び当該他の建築物におけ
る建築物エネルギー消費性能適合性判定を
同様の評価の方法により行う場合の手数料
の額は、この表の建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律第34条第1項の
規定に基づく建築物エネルギー消費性能向
上計画認定申請手数料の部建築物エネルギ
ー消費性能の向上に関する法律第35条第
1項各号に掲げる基準に適合すると市長が
定める機関が認めた場合又は当該基準に適
合することを証する書類として市長が定め

るものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄②に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄②中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考9(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考9(1)アからキまでに定める額

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考5(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考5(1)アからカまでに定める額

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額

算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ <省略>

を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

ウ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

ウ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した

を合算した額とする。

1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 10,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考12(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考12(1)アからキまでに定める額

1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく

額とする。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考8(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考8(1)アからカまでに定める額

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 76,600円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）

がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）

がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 62,300円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 82,600円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 157,400円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 82,600円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上

計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する基準適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考15(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考15(1)アからキまでに定める額

16 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ <省略>

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考11(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考11(1)アからカまでに定める額

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定する金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

ウ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

- (2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

- (3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

ク <省略>

ケ <省略>

コ <省略>

ク <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。